

## 第5章 安全・安心な子育ての環境づくり

### 第1節 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

#### 【現状と課題】

情報化社会の著しい進展に伴い、雑誌、ビデオ、テレビ等のメディアなどによる、子どもの健全育成を阻害する性や暴力等に関する過激な情報の氾濫や、携帯電話やパソコンを利用したインターネット上の出会い系サイト、学校裏サイトなどによる被害の増加が問題となっており、情報等を改善する必要があることから、有害な情報から子どもたちを守るために、関係機関・団体、PTA、地域住民との連携・協力を進めていくことが重要です。

#### 【具体的施策】

青少年を取り巻く有害環境の浄化対策については、有害図書類の販売禁止の徹底、立入調査の実施による区分陳列の徹底を進めます。

(こども未来課)

少年保護育成関係機関等と連携し、各販売店やビデオレンタル店等に対する立入り、指導を行うとともに、(\*1)長崎県少年保護育成条例に基づく、少年に対する有害図書類の貸し出し・販売事犯等の指導取締り、出会い系サイトに係る児童買春事犯等各種違反をさらに積極的に取り締まります。

(警察本部少年課)

インターネット上の有害情報などから子どもを守るため、関係業界等と連携し、フィルタリング普及をはじめとした広報啓発を推進します。

(こども未来課、警察本部少年課)

インターネットを利用したいじめや犯罪等から子どもたちを守るため、学校の非公式掲示板(学校裏サイト)などを監視する「ネットパトロール」を実施します。

(こども未来課)

(\*1)長崎県少年保護育成条例

少年の心身の健全な発達に有害な影響を与え、又はそのおそれのある行為を防止するとともに、少年をとりまく社会環境を浄化し、少年の健全な育成を図ることを目的とする条例。

本県独自で作成した「情報モラル指導教材及びトラブル対応マニュアル」を道徳の時間をはじめ各教科等の時間、ホームルームの時間など、様々な場面で活用し、児童生徒の適切な情報モラルの醸成に努めます。

(義務教育課)

教職員等を対象とした児童生徒のインターネットや携帯電話の使用に関する研修会を開催するとともに、指導のための教材の充実など各学校の取組を支援します。

(義務教育課)

## 第2節 子ども等の安全の確保

### 1 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進

#### 【現状と課題】

子どもを交通事故から守るため、市町、保育所、学校等との連携や協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。そのために、子どもや子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を強力に推進する必要があります。

「子どもの安全は親が守る。」との認識を向上させ、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底が重要です。

自転車事故を防止するためには、児童・幼児の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進するとともに、「幼児2人同乗用自転車」による幼児2人乗りが認められたことから、自転車利用者に対する交通ルールの遵守徹底のための広報キャンペーンや自転車教室を積極的に開催して、自転車の安全利用の推進を図る必要があります。

#### 【具体的施策】

交通安全教育施設である長崎交通公園が、交通ルールやマナーを楽しみながら学べる場として、より多くの子ども等に活用されるよう、広く県民への広報を実施します。

(交通安全対策課)

交通安全教育等を実施している交通安全指導員を育成し、交通安全母の会への活動支援、市町交通指導員ブロック研修会の開催など、交通安全指導力の一層の向上に努めます。

(交通安全対策課)

市町や教育庁を通じて県内の小・中・高校から交通安全図画・作文を募集し、優秀作品は長崎県交通安全推進県民協議会で表彰するほか、展示や四季の交通安全ポスターに採用して交通安全の啓発に活用します。

(交通安全対策課)

「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」において、スクールガードリーダーを配置し交通安全を含めた学校の安全管理体制の指導助言、通学路等の安全点検を行うとともに、スクールガード養成講習会を開催し学校安全ボランティアの養成を行います。

(義務教育課)

子どもを交通事故から守るため、市町、保育所、学校等との連携や協力体制の強化を図り、子どもや子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育の推進に努めます。

(警察本部交通企画課)

県営バスで毎年実施している全国バスの日の記念行事のひとつに、安全教室を定例的に行うこととし、対象となる幼稚園・保育園を拡大します。

(交通局運輸課)

関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」を普及し、着用効果の啓発など着用普及の推進を積極的に行います。

(交通安全対策課)

関係機関・団体と連携して、児童・生徒等に対する自転車教室を開催し自転車の安全通行ルールを学ばせるなど、自転車安全教育を充実させ、自転車の安全利用を推進します。

(交通安全対策課)

児童・幼児の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進するとともに、「幼児2人同乗用自転車」による幼児2人乗りが認められたことから、自転車利用者に対する交通ルールの遵守徹底のための広報キャンペーンや自転車教室を積極的に開催して、自転車の安全利用の推進に努めます。

(警察本部交通企画課)

## 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

### (1) 安全情報の提供の推進

#### 【現状と課題】

県内における刑法犯認知件数は減少しているものの、全国的には子どもが被害者となる事件が後を絶たない現状にあることから、子ども対象の事件の前兆とみられる声かけ事案、つきまとい事案等を認知した段階で、タイムリーに情報を発信し、県民の被害防止意識、自主防犯意識の高揚に努める必要があります。

消費者を取り巻く環境は、経済社会の多様化等に伴い、クレジットなどの信用取引が多くなり、販売形態もネットショッピング等の無店舗販売が増加する中、若年者をターゲットにしたトラブルも後を絶たない状況となっています。消費者被害の未然防止には、生活者としての知識等の習得が必要です。また、将来、自立した賢い消費者となるためには、高等学校や大学等において消費生活に関する知識を提供することが不可欠です。

#### 【具体的施策】

小、中、高校や教育委員会等と構築している「ファックスネットワーク」、自治体、企業等とインターネットで構築する「もってこいネットワーク通信」、携帯電話へメール配信する「安心メール・キャッチくん」のほか、県警ホームページや生活安全ニュースの発行など各種広報媒体、広報手段を活用し迅速な安全情報の発信・提供に努めます。また、「安心メール・キャッチくん」及び「もってこいネットワーク通信」の登録者の拡大を図ることにより、地域住民の自主防犯意識の高揚、浸透に努めます。

(警察本部生活安全企画課)

消費者トラブルが悪質・巧妙化している現状において、若年者が消費生活を営んでいくうえで適切な判断を行い、被害を未然に防止するために必要な情報を提供することを目的として、高等学校や大学等が実施する講座などに講師を派遣します。

( 食品安全・消費生活課 )

【数値目標】

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
(*1)ヤング講座対象学校のうち実施校数の割合	H21	78.0%	H26	100%

( 2 ) 関係機関・団体等と連携したパトロール活動の推進

【現状と課題】

声かけ事案の発生状況等を県民に知らせて自主防犯意識の高揚を図るとともに、発生時間帯、発生場所等を踏まえた通学路等における見守り活動を地域の防犯ボランティア等と相互に連携しながら取り組んでいく必要があります。

【具体的施策】

あいさつ・声かけ運動の拡大をはじめ、非行防止・健全育成の全国強調月間(7月、11月)における啓発活動を実施し、併せて街頭補導の充実に努めます。

( こども未来課 )

(\*1)ヤング講座

若年者が消費生活を営んでいくうえで適切な判断を行い、被害の未然防止を図るために必要な情報を提供する。

声かけ事案等の発生状況等を県民に対して積極的に情報発信するとともに、子どもを犯罪から守るための活動として、防犯ボランティア、(\*1)少年警察ボランティア、(\*2)子ども110番の家等との緊密な情報交換や合同パトロール等の実施により、通学路等における効果的な見守り活動ができるように支援を行います。

(県民安全課・警察本部生活安全企画課)

地域住民、関係機関・団体とが連携し、学校周辺、通学路及び遊び場周辺等での地域安全パトロール、点検活動等、地域の実情に即したきめ細かな活動を行います。

(警察本部少年課)

学校、家庭、地域との連携強化に努めるとともに、学校警察連絡協議会等の活用により地域の警察と学校の連携を一層充実します。また、「子ども110番の家」や「地域安全マップ」等を活用し、児童生徒の防犯意識の向上に努めます。

(義務教育課)

自主防犯活動を行うボランティア等の拡大を図るとともに、これらの活動について必要な支援を行います。

(県民安全課)

### (3) 防犯講習の推進

#### 【現状と課題】

子どもが犯罪等の被害に遭わないように、学校においては、「不審者対応避難訓練」、地域においては「自治会等への防犯講話」を随時、随所で実施しています。防犯講習は、座学だけでなく、参加体験型の講習を実施していく必要があります。

<p>(*1)少年警察ボランティア 警察本部長及び公安委員会が委嘱した少年の非行防止、保護活動、少年相談、有害環境浄化等の活動を行う民間ボランティアで、少年補導員、少年指導委員をいう。</p>	<p>(*2)子ども110番の家 子どもや女性が何らかの被害に遭ったり、あるいは被害に遭いそうになり、助けを求めてきた場合に「子ども等の一時保護」「110番通報等警察への連絡」などの措置をとる「駆け込み場所」「地域安全ボランティア」のこと。</p>	
--	--	--

### 【具体的施策】

地域ぐるみで学校の安全体制の整備を図るため、スクールガードリーダーを配置し学校や通学路等の安全管理体制について指導・助言を行うほか、スクールガード養成講習会を開催し学校安全ボランティアの養成に努めます。

[ 第 5 章第 2 節 - 1 より再掲 ]  
( 義務教育課 )

学校における「地域安全マップづくり」などの実践的な安全教育の充実を推進するための支援を行います。

( 県民安全課 )

防犯ボランティア等と連携の上、県民のニーズに応じた効果的な防犯講習会等を開催します。

( 県民安全課 )

防犯ボランティア等と連携して、声かけ事案等への対応要領習得のためのロールプレイング方式を取り入れた防犯訓練や防犯教室を開催します。

( 警察本部生活安全企画課 )

## ( 4 ) 自殺対策の推進

### 【現状と課題】

警察統計によれば、本県における 39 歳以下の子ども・若者による自殺者は全体の約 2 割を占めており、子ども・若者の自殺を防ぐ体制の充実を図ることが必要です。

### 【具体的施策】

民間団体を含む関係機関・団体と連携・協力し、普及啓発の強化、各関係機関における相談支援技術の向上及び体制強化、関係機関の連携体制の強化を取組の柱として、総合的な自殺対策に取り組みます。

( 障害福祉課 )

スクールカウンセラーの学校への配置を推進するほか、学校の教育相談業務の核となる教職員を養成するなど、学校における教育相談体制の更なる充実を図ります。

[ 第4章第1節 - 1より再掲 ]  
( 義務教育課 )

### 3 被害を受けた子どもへの支援

#### 【現状と課題】

事件・事故等の被害に遭った児童生徒については、きめ細かな心のケアが求められています。

少年の被害問題について、県警では、被害者支援連絡協議会をはじめ、少年サポートセンターの職員と県内に2名配置している被害少年カウンセリングアドバイザーがその対応をしています。しかし、少年の被害問題は、多角的・きめ細かな対応が求められており、警察だけで十分な対応は困難な状況にあります。このようなことから、関係機関・団体との連携を更に強化していく必要があります。

#### 【具体的施策】

学校内外で、危機的な事件・事故等が発生した場合、教育委員会や学校からの要請に基づき、こころのケアを行う専門家チームを派遣し、2次被害の防止とこころの応急処置を行います。

( 障害福祉課 )

犯罪被害等を受けた児童生徒及びその保護者等を支援するため、学校へ臨床心理士等のカウンセラーを派遣するほか、適切な対応ができるよう教職員を対象としたカウンセリングリーダー養成研修会を実施します。

( 義務教育課 )

被害者支援連絡協議会（被害少年分科会）を通じて関係機関・団体との連携を強化し、複雑、多様化する少年被害問題に対し、多角的にきめ細やかな支援を行うとともに、少年サポートセンターの少年補導職員によるカウンセリングの実施、相談の充実強化・継続的支援活動、「被害少年カウンセリングアドバイザー制度」を活用した積極的な支援活動を推進します。

（警察本部少年課）

### 第3節 子育てを支援する生活環境の整備

#### 1 良質な住宅の確保

##### 【現状と課題】

県営住宅の入居希望については、一般世帯同様に子育て世帯も多いことから、地域的なバランスを考慮しながら子育て世帯向け住宅の募集の検討が必要です。

##### 【具体的施策】

県営住宅への入居に際し18歳未満の子を3人以上扶養している方（多子世帯）及び小児慢性特定疾患の患者を看護している方（小児慢性看護世帯）で、一定の要件を満たしている場合には、優先的に入居できる制度を設けており、募集等において制度のPRに努めます。

（住宅課）

保育所、幼稚園、小学校及び中学校の立地状況やその他交通の利便性など、子育てに適した良好な周辺環境を有する県営住宅について、空き住戸や建替団地の住戸を子育て用住宅として指定し、一定の入居資格を有する子育て世帯の入居を促進します。

（住宅課）

## 2 良質な居住環境の確保

### 【現状と課題】

既存の大規模公営住宅団地の建替では、入居者が限定されており、新たな子どもの人数の確保が見込めず、必要性に乏しい状況にあります。また、再開発事業は、景気の後退により事業の進捗の遅れがみられ、事業計画にもスリム化を求められている状況にあります。

建築確認申請の審査時等における指導により、新築の建築物については(\*1)シックハウス対策が進んでいます。

### 【具体的施策】

大規模公営住宅団地の建替において、中心市街地内に建替住戸を一部再配置や市街地再開発事業の活用など、子育て世帯等にも対応した良質な居住環境を備えた住宅の供給について協議を行います。

(住宅課)

今後とも、建築物の居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置として建築基準法に定められた、建築材料及び換気設備の基準に基づき、建築確認申請の審査時等に指導を行います。

(建築課)

## 3 安全な道路交通環境の整備

### 【現状と課題】

昨今の厳しい財政状況の中において、限られた財源の有効性を高めるためには、公共事業の「選択」と「集中」は避けられない問題となっており、住民のニーズに応えるための重点化やより一層のコスト縮減が課題となっています。

道路利用者の安全・安心の確保については、ますますニーズが高まっています。

#### (\*1)シックハウス対策

「新築やリフォームした住宅に入居した人が、建築材料等から発散する化学物質による室内空気汚染等によって、めまい、吐き気、頭痛、目・鼻・喉の痛み等、様々な健康影響が生じている状態」をシックハウス症候群というが、この症状を抑制するために使用材料や換気等の配慮を行う対策の総称。

【具体的施策】

街路整備について、路線を工区割りするなどして整備の重点化を図るとともに、「長崎県公共事業コスト構造改革プログラム」に基づきコスト縮減を図ります。

(都市計画課)

(\*1)バリアフリー構造に合った幅の広い歩道の整備を進めます。

(都市計画課、道路維持課)

道路の移動円滑化ガイドラインに基づき、重点整備地区内の駅やターミナルと官公庁や福祉施設などを結ぶ道路については、移動の円滑化と安全性の向上を進める観点から、車道と歩道を分離します。

(都市計画課、道路維持課)

自転車歩行者道を設ける道路にあっては、できるだけ安全にすれ違いや追い越しができるような構造、形状での整備に取り組みます。

(都市計画課)

幹線道路の整備推進により自動車交通を整流化し、生活道路への通過交通車両の進入を排除することで、安全な道路環境の確保に努めます。また、通行機能、アクセス機能を重視した幹線道路の整備計画において、より一層のコスト縮減を図りつつ生活道路との機能分担の明確化を進めます。

(都市計画課、道路建設課)

地域住民の意見を聞きながら、「(\*2)あんしん歩行エリア」内の幹線道路(主に国・県道)、生活道路(主に市町村道)の役割に考慮し、交通管理者と道路管理者が連携をとって整備を進めます。

(道路維持課)

平成 22 年度から 3 箇年計画で、「あんしん歩行エリア」内の交通安全施設整備を実施します。

(警察本部交通規制課)

<p>(*1)バリアフリー 高齢者・障害者だけでなく、妊産婦や子どもにとっても暮らしの中で行動の妨げとなる障壁や危険箇所を取り払い、安全で快適な生活環境をつくること。</p>	<p>(*1)あんしん歩行エリア 緊急に交通事故防止対策をとる必要がある地域について指定し、公安委員会と道路管理者が交通規制や信号機の設置・歩道の整備などを行い、交通事故を防止する。</p>	
---	---	--

## 【数値目標】

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
交通安全施設等の整備地区数	H21	8 地区	H24	23 地区

## 4 安心して外出できる環境の整備

## (1) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化

## 【現状と課題】

「長崎県福祉のまちづくり条例」に基づき、不特定多数の方々が利用する一定規模以上の建物を新築、増改築する場合には、手すりやスロープの設置など条例に定める整備基準を満たすよう義務づけています。

少子・高齢化が進行する社会情勢から、県所有（管理）施設のバリアフリー化は推進すべき事業であり、予算や各施設の整備計画等の制約の中で、関係課と連携して今後とも推進する必要があります。

建築確認申請の審査時等における指導により、建築物のバリアフリー化が進んでいます。

都市公園のバリアフリー化の推進については、国においても、安全安心な都市の形成への対応に向けて重点的に取り組むとされています。

道路利用者のバリアフリー化に対するニーズはますます高まっています。

平成18年6月に「高齢者・障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律」が成立し、さらに積極的なノンステップバスの導入の推進が求められています。

【具体的施策】

既存施設のバリアフリー化が進むように普及啓発に努めるとともに、既存の県有（県管理）施設については、条例に定める整備基準を満たすように早期の改修を進めます。

（福祉保健課ほか）

今後とも、法律及び条例に定められた、一定規模・用途の建築物のバリアフリーの基準に基づき、建築確認申請及び届出の審査時等に指導します。

（建築課）

(\*1)特定旅客施設、官公庁施設、福祉施設等を結ぶ経路を、交通事業者、道路管理者、警察等の関係機関と協議し、重点整備地区に定められたものについては、バリアフリー化を推進します。また、重点整備地区以外の地区においても、各都市のバリアフリー基本構想等に沿った整備の推進を目指します。

（都市計画課）

歩道整備にあたって有効幅員の確保、段差・勾配の解消、視覚障害者誘導ブロックの整備、電線類地中化事業による歩道の無電柱化等により、安心して外出できる環境整備に取り組みます。

（都市計画課）

(\*2)都市公園施設のバリアフリー化は、(\*3)ユニバーサルデザインを導入した施設への転換なども求められており、新規に整備される公園や再整備が実施される公園においては、十分にバリアフリーに対応した施設の整備を進めます。

（都市計画課）

新しく整備する歩道については、段差のないバリアフリー構造に合った歩道の整備を行っていく必要があります。また、「共生のまち推進事業」としての既設の歩道の段差解消に取り組みます。

（道路維持課）

<p>(*1)特定旅客施設 鉄道駅やバスターミナルなどの旅客施設のうち、利用者数が多い(1日あたり5,000人以上)ものや、高齢者、身体障害者の利用が特に多い(1日あたり5,000人以上が利用する施設と同程度の利用者がある)と認められたもの。</p>	<p>(*2)都市公園 休息、遊戯、運動などのレクリエーションを主な目的とする公共空地であり、都市における施設と位置付けられた、いわゆる一般的な公園のこと。</p>	<p>(*3)ユニバーサルデザイン 年齢や障害の有無などによる特定の人のためのデザインではなく、最初からできるだけ多くの人が使いやすいように製品、建物、環境をデザインすること。</p>
---	--	--

事業者の経営環境の悪化により、平成21年度までの導入率が6.6%にとどまり、事業の進捗、目標の達成状況としては遅れていますが、平成18年6月に「高齢者・障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律」が成立し、積極的なノンステップバスの導入の推進が求められており、今後も事業者の理解を得ながら導入経費の一部を補助することにより、ノンステップバスの導入を促します。

(新幹線・総合交通対策課)

## (2) 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備

### 【現状と課題】

少子高齢化・男女共同参画等と社会情勢が変化する中で、ユニバーサルデザインの導入が福祉のまちづくりに求められており、「多目的トイレ」の設置は今後も重視されるべき事項です。

商店街の空き店舗数は増加傾向にあり、その活用策のひとつとして子育て支援につながる取り組みに対して支援していく必要があります。

### 【具体的施策】

長崎県福祉のまちづくり条例において、多目的トイレの設置は推奨事項(望ましい取組事例)であることから、整備について強制力を伴いませんが、県所有(管理)施設及び市町の公共施設の整備に際しては、各整備事業者への周知等で理解を求めながら推進します。

(福祉保健課ほか)

商店街の空き店舗等を活用した子育ての場の整備を推進するため、市町が策定する「まちなか活性化基本計画」に基づき、空き店舗を活用して、保育施設や親子交流施設等のコミュニティ施設を設置・運営する取り組みに対して、改装費や家賃等への補助の支援を行います。

(商工振興課)

### (3) 子育て世帯への情報提供

#### 【現状と課題】

平成 18 年 6 月に「高齢者・障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律」が成立し、積極的なバリアフリー化の推進が求められていることにより、バリアフリー施設整備の情報提供の必要性が高まっています。

#### 【具体的施策】

長崎県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合していることを示す「適合証」の交付事業所数を増やし、妊産婦などの方々が安心して外出できる施設の情報をできる限り増やします。

(福祉保健課)

これまで交通事業者の協力を得ながらホームページや時刻表へのバリアフリー施設整備の情報掲載を行ってきましたが、今後もよりわかりやすく利用しやすい情報提供に努め、引き続き交通事業者への協力を要請します。

(新幹線・総合交通対策課)

県では、観光に関連するバリアフリー情報をホームページに掲載しています。引き続き、新しくオープンする観光施設などの掲載も含め、ホームページを管理し、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を推進します。

(観光振興推進本部)

## 5 安全・安心まちづくりの推進

#### 【現状と課題】

街路整備において、安全・安心な社会の確立に向け、地域との協働による利用者にとって最適な施設整備が求められています。

都市公園施設の安全確保等の推進については、国においても、安全安心な都市の形成への対応に向け、重点的に取り組むとされています。

既存団地及び住戸への防犯性の向上化対応が課題となっています。

【具体的施策】

街路計画の段階から地域住民の方々の意見が反映できる協議会を設置するなど、利用しやすい道路の構造を目指します。

(都市計画課)

階段の解消、手すりの設置や斜路付き階段など、改善に努めます。

(都市計画課)

案内標識については、できるだけ分かりやすい表示となるよう務め、また、上屋付きベンチなど休憩施設の設置に取り組みます。

(都市計画課)

歩道の水たまりの対策として、透水性舗装での施工を推進することとし、排水溝の蓋など滑りにくい材料を選定します。

(都市計画課)

通学路などについては、必要に応じて、歩道照明施設の設置や、車道照明に歩道用を共架するなど、防犯性を意識した対策を地域と一体となり進めることで、安全・安心のまちづくりに取り組みます。

(都市計画課)

都市公園が犯罪行為の場所とならないよう、施設計画や管理面での十分な配慮を継続して行います。

(都市計画課)

都市公園において、必要に応じて照明灯の設置を検討します。また、警察等から緊急通報装置等の設置場所として依頼があれば、積極的に協力します。

(都市計画課)

防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針・解説に基づき、周囲からの見通しを確保した敷地内の配置計画、動線計画を行い、玄関ドアに防犯性能の高いカギの採用、外部からの見通しのできる開口部のあるエレベータの採用等防犯性能の高い公共住宅の整備に努めます。

( 建築課、住宅課 )

引き続き、関係機関・団体と連携して防犯診断、防犯キャンペーンを実施するとともに、防犯機器展示会や各種防犯教室を開催して、住宅や駐車場等の防犯対策の推進や防犯性能の高い建物部品などの普及広報に努めます。

( 県民安全課、警察本部生活安全企画課 )